

中台結婚と台湾社会の変容

Chinese-Taiwanese Intermarriages: Social change in
Taiwan

(文藻外語学院専任助理教授)

謝 億榮

1. 1998年以降の中台結婚の推移

- ○配偶者の一方が中国人であるケースは、12,451件（1998年）→34,991件²（003年）→6年間に2.8倍になった。
- ○夫台湾人・妻中国人：11,940件（1998年）→31,784件（2003年）→2.6倍。
- ○夫中国人・妻台湾人：511件（1998年）3,207件（2003年）→6.2倍と増加する傾向が見える。
- ○2004年からは国際結婚件数そのものが逡減している。
- →原因（減少）：①国管理体制を強化→面談制度（2004年）、国境外面談制度（2005年）。②外国人配偶者の母国での経済が改善されている。
- ○2009年現在の台湾の年間結婚件数は117,099組で、国際結婚が21,914組であった。そのうち、国際結婚を登録した中国人配偶者の数（東南アジア及びその他の外籍を除き）は13,294組で、年間結婚総数の11.35%を占めている。

(1) 台中結婚を形成する背景

- ○1992年、台湾政府がに中国人民の台湾入国が解禁された。
- 歴史的・経済的要因のほか、台中結婚を形成する要因に政治的背景がある
- ①歴史的要因：
 - *1949年以前の結婚：1987年、台湾で台湾住民の大陸家族訪問が解禁された→中国大陸へ家族を探しに行く老兵が後を絶たない。
 - *1992年以降：政策緩和→「兩岸人民關係条令」を公布（1992年7月）→台中間の民間交流が加速。
- ②経済的要因：
 - *80年代、中国は改革開放政策を施行、経済発展の追求に転じた。
 - *1980年代～1990年代、台湾は経済的には中国より高い水準にあった。
- ③政治的要因：
 - *中国では、80年代に改革開放政策が進行している。また、「台湾を統一」という政治的戦略として、台湾人に対し友好ムードを演出した。
 - *一方、80年代の台湾では、国際社会で孤立することを避けるため、民主化を進め、台湾人の中国訪問を解禁するなど緩和政策を取った。

(2) 台中結婚の媒介類型

- ①親友の紹介。
 - ②台中間の経済・文化交流。
 - ③留学：台湾人が中国へ留学して相手と知り合う場合と男女双方が第3国である留学先で知り合う場合がある。
 - ④仲介業者：婚姻仲介業者を通す。
 - ⑤台中結婚当事者（中国人配偶者）の紹介：中国人配偶者が台湾人または、中国故郷の女性の依頼を受け、中国人女性を台湾人人男性に紹介することも増加している。
- 台中結婚は台湾人男性の結婚難問題を部分的に解消しているかもしれない。しかしその一方で、結婚によって台湾に移住することで、新しい環境への適応問題や夫婦間のコミュニケーション問題が生じている。また台湾女性の結婚難問題が、台中婚姻の増加により益々深刻になることも考えられる。

(3) 台中結婚の問題

- ①在留資格の問題
- ②就労の問題
- ③台湾における中国人配偶者に対する先入観
- ④家庭内暴力（DV）問題
- ⑤アイデンティティ問題
- ⑥子供の教育問題
- ⑦偽装結婚

(4) 中国人配偶者の台湾移住と台湾政府の政策

- 1987年の台湾人の大陸親族訪問解禁以降、兩岸の間に交流関係ができた。一方、交流に伴い、台中間の婚姻、親族身分、扶養義務及び財産相続などの法律に関わるトラブルが台湾側で生じてしまった。
- 台湾と中国の間に国交関係を結んでいないだけでなく、法的には双方とも、相手を独立した国家主体とは規定していない。
- 現行の台湾憲法（中華民国憲法）では、中華民国の領土は大陸地域と台湾地域を含んでいるという建前が存在している。
- 台湾において、中国人および中国人配偶者は法的な地位が国民に当たるが、現状としては準外国人に対処されているという矛盾が生じている。

中国人配偶者の台湾入国

- 中国人配偶者の台湾入国に必要な手続きは以下のようにまとめることができる。
- ①申請：結婚登録の申請→省（自治区、直轄市）の民政庁（局）→②審査
- →③登録（登記）：婚姻届と公証→書類検証：（台湾）海基会→

関連法

- 『台湾地区および大陸地区人民関係条例』 →1992年7月31日公布
 - 台湾は台中婚姻に関わる法律事件が生じた場合、準拠できる基準法律としてを設けた。

- 中国大陸地区人民の台湾地区進入許可弁法 →1993年2月8日公布

- →中国大陸地区人民の台湾地区における依親居留長期居留または定住許可弁法1994年3月1日公布

- 国籍法
- 出入国及び移民法

(3) 中国人配偶者の居留と定住

- 台湾政府は中国人配偶者の定住に対し『生活面では寛容に、在留の査証は厳しく』という姿勢で、さまざまな規制緩和措置を採っている。
- 中国人配偶者の來台定住を申請する流れ:
- A: 团聚(2年) → B: 依親居留(満4年) → C: 長期居留(2年) → D: 定 住

Ⅱ ・ 台湾社会の変容

- 国際結婚には、当事者のうちいずれかが相手の国に移住せねばならないという問題がつきまとっている。
- **1. 在留資格の規制緩和**
- (1) 在留期間における規制緩和
- (2) 受け入れ人数制限の緩和
- (3) 「流動人口届出」の廃止

-
- 2・離婚について
 - 2009年の国際婚姻者の離婚件数は1万3,157件で、年間総離婚件数の22.99%を占め、国際結婚100組→3組が離婚となった。
 - 1998年の離婚数は2,644件であったので12年間に約10倍になったことになる。
 - 離婚のうち当事者の一方が中国人である件数はの2,031件(1998年)→7,794件(2009年)へと12年間で約3.8倍になっている。
 - 台中婚姻者の年間離婚率は、の4.6% (1998年)→13.6% (2009年)へと年々増加する一方である。

2・中国人配偶者と政治的活動

- (1) 総統選挙への参与
- (2) 中国の「反国家分裂法」に対する行動
 - 聯合報の記事：「陳水扁片手に李登輝片手に中国新娘」とある。
 - 中国人配偶者にとって親中派の国民党の再登場を求めやすいが、民進党も「中国新娘」を選挙戦に巻き込んで、その分断をはかった。写真にあるように、壇上に「中国新娘」を上げた、連帯を強調したほどだ。

1 ・ 中央政府の政策

- 2003年から女性及び移民問題に関する中央政府の関心が高まり、政策制定や推進に必要な法令制定と各種の事業が増加する。

1 ・ 中央政府の政策

- 「外籍及び大陸配偶者関連議題対策特設委員会」が結成(2003年12月)。→(12人)
- 一、政策目標：
 - * 国家発展に必要な人口の移入、人口成長の安定を維持する。
 - * 多文化共生の社会環境を創生する
 - * 移民における国家の政治経済面と安全面に与える影響を最小限にする、
 - などの目標が政策に盛り込まれた。

主要政策：

- ＊「現段階台湾における外籍及び大陸など結婚移民の対応策」
- ＊「（2004年度）外籍及び大陸配偶者とその家族の生活関連支援施策」
- ＊「外籍及び大陸配偶者などの生活支援施策」（2004.9～）
- 「外籍配偶者生活支援基金」
- ＊財団法人及び非営利団体法人越境婚姻媒介許可及び管理弁法（2008.8.24）
- ＊「新移民文化発展計画」（2005~2008）

重要な政策

- (1) 「外籍及び大陸配偶者などの生活支援施策」
- 重点：①生活適応指導②医療生育保健③就労権の保障④教育文化を高める⑤子ども教育支援⑥人身安全保護⑦法条令の改正⑧政策理念の広報。

重要な政策

- (2) 「新移民文化発展計画」←教育部。
- 目標：①新移民に対する国民の理解を求める、②外籍配偶者の生涯学習体制を立てる、③国際結婚の子ども（新台湾の子ども）に対し両親が植えつける二つの文化アイデンティティへの理解。
- 期間：2005年→2008年)
- 経費：2005年6,400万、2006年（6,410万）、2007年（6,410万）、2008年（6,410万）

2. 地方政府における国際婚姻者の支援策—台北市—

□ (1) 結婚

- 台北市での結婚件数は18,064件(2008年)
→夫婦の一方が外籍及び中国配偶者のケースが2,816件(15.59%)を占めている。
→6組の結婚のうち、約1組が国際結婚であることを表している。

離婚


- 台北市での離婚件数→5,845件(2008年)、
- 国際結婚したカップルの離婚が19.62%を占めている。→5件の離婚のうち1組が台北市民と外国人いわゆる国際離婚である。
- 新移民は言語文化及び生活慣習の違いなどの異文化衝突によって衝撃を受けており、社会適応に苦勞している。これが離婚に繋がる大きな点である。

地方政府の支援策

- 2003年、台北市政府は各局処合同で「台北市政府新移民生活指導政策と実施」を促進した。
- 重要な政策
- (1) 「外籍及び大陸配偶者などの生活支援施策」
- 重点：①生活適応指導、②医療生育保健、③就労権の保障、④教育文化を高める⑤子ども教育支援⑥人身安全保護⑦法条令の改正⑧政策理念の広報。

終わりに

- 2009年末現在、台湾における外籍配偶者及び中国配偶者（香港・マカオを含む）などの新移民の人数が約43万人に達している。そのうち中国及び香港・マカオ配偶者が28万6,107人である。
- この数字を見ると、兩岸関係では政治的緊張が続いているが、それとは裏腹に、経済面や文化面では様々な形を介して両国間の民間交流、人的交流、移動が進んでいることが分る。



□ ご清聴、ありがとうございました。